かんきょうを考えるコーナー

環境課

環境課からのお知らせ

繊維類回収の一時休止について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、繊維類（衣類、タオル、毛布などの全ての布類）について、６月から当面の間、リサイクルセンターでの受け入れを休止しています。

受け入れ再開までリユースやご家庭内での保管が困難な場合は、可燃ごみの日に出してください。

あなたの残した・捨てたごみが海まで流れつくことを知っていますか？

岐阜県は海に接していない内陸県です。しかし、みなさんがもしごみを正しく捨てなかったら・・・

ごみは川を流れて海まで到達するのです。

正しく捨てられなかったごみは、私たちの大切な川や海などの自然を破壊しています。さらに、そこに生息する生き物にも悪い影響を与えています。みなさん一人ひとりがモラルを持って、豊かな自然や生き物を守りましょう。

～ごみによる被害の現状～

三重県の答志島は、岐阜県を含む東海三県から伊勢湾に流れ込むごみの１／４が流れ着いているという調査結果もあります。内陸県の岐阜県に暮らしていても、私たちの生活が川を通じて海の環境に影響を与えています。

【三重県答志島の海岸にプラスチックごみが漂着した様子】

～ごみ（プラスチックごみ）を減らすために私たちができること～

○ごみのポイ捨てはしない

使い終わった物をポイ捨てすることはやめ、飛ばされたごみは回収しましょう。

○お買い物にマイバッグ
外出時にマイボトル使用

買い物でレジ袋を断る、マイバッグを使用する、外出するときにマイボトル・マイカップを持参するなどに取り組むことでごみの発生を減らしましょう。７月１日からすべての小売店で、レジ袋の有料化が始まります。

○レジャーを楽しんだ後のごみは持ち帰る

バーベキュー、花火、登山などのアウトドア、レジャーを楽しんだ後は、外で出たごみをきちんと管理、回収し、持ち帰りましょう。

愛犬の狂犬病予防注射はお済みですか？

「狂犬病予防法」に基づき、生後91日以上の犬は、年１回の狂犬病の予防注射が義務付けられています。未接種の場合にはかかりつけの動物病院で接種してください。

●犬を飼っているが未接種の場合

→４月に郵送した「はがき」もしくは「犬の鑑札」を持参し、動物病院で狂犬病予防注射を接種してください。

●予防注射を接種したが「予防注射済票」を交付してない場合

→病院が発行した「狂犬病予防注射済証」を持って手続きを環境課窓口で行ってください。

●飼い犬が死亡している場合

→「犬の死亡届」の手続きを環境課窓口で行ってください。（鑑札も一緒にお持ちください）

●飼い犬が病気などで予防注射が接種できない場合

→動物病院で発行させる「狂犬病予防注射猶予証明書」を環境課窓口へ提出してください。

●飼い犬が町外へ転出したり、譲渡した場合

→転出先、譲渡先の役所（役場）の狂犬病予防担当課で手続きを行ってください。